※健保記入	任意継続被保険者		資格喪失時の標準報酬月額
	記号	番号	
	1		千円

専務理事	常務理事	事務長	業務部長	資格課長	資格係長	係

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

申請者記入欄

在職時の記号-番号		氏　名	生年月日		資格喪失日（退職日の翌日）
記号(4桁)	番号（右づめ）	(フリガナ)	昭和 平成	年　月　日	令和　年　月　日

退職後の住民票登録住所	個人番号（マイナンバー）
〒　— 自宅TEL　—　—　携帯TEL　—　—	 退職時の勤務先（会社名）

口座情報（本人名義のものに限る。）　保険給付金が発生した場合に使用します。					保険料の納付方法 **注）保険料の自動引落はできません。**
金融機関名	銀行・農協 信金・信組 労金	本店 支店 出張所	預金種別	口座No.	□ 月払い
金融機関コード			1. 普通 2. 当座		□ ６か月分の前納 □ １か年分の前納

被扶養者申請	フリガナ 氏　名	続柄 長男/長女等	性別	生年月日	職業	年収額	住所	個人番号（マイナンバー）	備考
			男・女	昭和 平成 令和　年　月　日		万円	□ 同居 □ 別居		
			男・女	昭和 平成 令和　年　月　日		万円	□ 同居 □ 別居		
			男・女	昭和 平成 令和　年　月　日		万円	□ 同居 □ 別居		
			男・女	昭和 平成 令和　年　月　日		万円	□ 同居 □ 別居		
			男・女	昭和 平成 令和　年　月　日		万円	□ 同居 □ 別居		

提出日　令和　年　月　日　　受付日付印

※太枠内を記入してください。

※申請書は退職日の翌日から必ず２０日以内に提出してください。

※初回保険料は、この申請書を提出する際に必ず納付してください。

（納付が無い場合は受付できませんのでご注意ください。）

東京貨物運送健康保険組合

【任意継続被保険者】

東京貨物運送健康保険組合　資格課℡　03-3359-8164

◆任意継続被保険者制度とは

健康保険は強制保険、団体加入を原則としていますが、退職等によりその資格を喪失した被保険者が次の会社に就職するまでの間において、病気やケガによる生活上の不安におちいることのないよう、この期間暫定的に被保険者となる途を開き、その生活を保護するという目的で資格喪失後も引き続き健康保険の被保険者となることができる制度です。

◆資格取得について（取得加入の条件）

① 被保険者資格を喪失していること
② 資格喪失の日の前日まで継続して**2ヶ月以上**被保険者であったこと
③ 資格喪失した日から**20日以内**に申請すること

◆取得の際に必要なものは次のとおりです(**窓口**もしくは**現金書留**にて届出下さい)

① 任意継続被保険者資格取得申請書
② 保険料　1ヵ月分（**但し、取得日が前月の場合は2ヵ月分**）
③ 被扶養者がいる場合は添付書類が必要となります
　こちらをご参照下さい（http://tokakenpo.or.jp/such_time/pdf/family/standard.pdf）

◆資格喪失について

任意継続被保険者は、次の日に資格を喪失します

① 資格取得した日より起算して2年を経過したときはその翌日
② 死亡したときはその翌日
③ 保険料を納付期日までに納付しないときはその翌日
④ 適用事業所に使用され被保険者となったときはその日
⑤ 船員保険の被保険者となったときはその日
⑥ 後期高齢者医療制度の被保険者（75歳誕生日）になったときはその日
⑦ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨の申し出があったときはその翌月の1日

※　任意継続被保険者の資格喪失は①～⑦に限られております。
上記のいずれかに該当する場合は、速やかに喪失手続きをおこない、有効期限内の資格確認書をお持ちの方は返納してください。

◆保険料について

① 保険料は退職時の標準報酬月額となります。
② 保険料は全額自己負担となります。
③ 毎月納付の場合、納付期間は、その月の**1日から10日**です。**納付期限までに納めないと、その翌日に資格喪失となります。**
④ 前納制度があり、原則として半年間または1年間の保険料を一括納付すると、期間に応じて割引があります。
⑤ 保険料は、当組合発行の納付書及び口座振込によって納付してください。

※　口座引き落としは行っておりません。その為、保険料をお振込の際に手数料がかかりますのでご了承ください。